

# 近江米

第54巻  
第1号  
(通巻265号)  
令和5年  
**04**  
(2023年)

発行 / 近江米振興協会

編集責任者 / 小久保 泰

- 新品種の名称決定
- 令和4年度  
水田農業振興フォーラムと食味コンクール

大津市松本一丁目 2-20 滋賀県農業教育情報センター内  
TEL(077)523-3920 FAX(077)523-5611  
ホームページ <http://www.ohmimai.jp/>  
E-mail : shiga@ohmimai.jp

安全・安心、  
美味しいお米は  
近江米。



# 新品種の名称が「きらみずき」に決定しました！

食のブランド推進室

令和6年度に本格デビューする近江米新品種の品種名が「きらみずき」に決定しました。



## ■これまでの経過

### ①名称候補の公募

令和4年10月11日～11月13日まで募集し、全国から3,522点の応募がありました。

### ②候補の選定

応募規定や商標等による絞り込みを行った後、関係団体や生産者、消費者等の代表者で構成する名称候補選考会議によって投票へすすむ候補5点が選出されました。

### ③名称投票

令和4年12月20日～令和5年1月31日まで5点の候補による投票を行いました。Web・郵送・店舗受付合計で5,612票の投票があり、全体の半数近くの票を獲得した「きらみずき」が名称に選ばれました。

順位	名称候補	得票数(Web/郵送/店舗投票)
1	きらみずき	2,546 (952/76/1,518)
2	よばれてや	1,173 (567/46/560)
3	滋味満天 (じみまんてん)	819 (369/30/420)
4	みちる	546 (161/11/374)
5	てとて	528 (132/11/385)

## ■名称にこめられた想い

キラキラして、みずみずしいお米。

近江米の新品種の、あっさりと食べやすいという特徴を、みずみずしさとして表現。

琵琶湖という日本一の水源を守る滋賀県から誕生する、新しい近江米が、未来に向かってキラキラと輝き続けられるように。

## ■名称決定

令和 5 年 2 月 17 日に滋賀県庁にて名称の発表セレモニーを行いました。「きらみずき」を考案した近江八幡市在住の関澤さん(小学 2 年生)とご家族、三日月知事、関係者の出席のもと名称が発表され、関澤さんには記念品である信楽焼のお茶碗が贈呈されました。



## ■近江米新品種特設サイト「みらいの近江米プロジェクト」

近江米新品種「きらみずき」についての特設サイト (<https://shigaquo.jp/torikumi/mirai/>) を開設し、開発秘話や近江米の魅力についての情報を発信しています。トピックごとのレポートや、農業技術振興センターの取組紹介、「きらみずき」のプロモーション動画など、様々なコンテンツをぜひご覧ください。



滋賀のおいしいコレクション  
「みらいの近江米プロジェクト」

# 令和4年度 水田農業振興フォーラムの開催

みらいの農業振興課

令和5年2月4日、野洲文化ホール（野洲市）において、県内の農業者をはじめ指導機関、関係団体の約240名の参加を得て「令和4年度水田農業振興フォーラム」を開催しました。

コロナ禍により2年間開催できなかったこともあり3年ぶりの開催となりましたが、本年度のテーマを「麦」と「近江米新品種」とし関係する専門的機関から助言・提言等をいただくこととしました。

開会あいさつで近江米振興協会佐野専務は、フォーラム開催が農業者の生産意欲の向上につながることを期待しており、本日の講演から新たな情報を得てほしいと呼びかけられました。

まず、「令和4年度近江米食味コンクール」の審査結果と講評が近江米振興協会川村生産部会長から報告がされました。続いて表彰式が行われ、各賞受賞者一人一人に表彰状が授与され、受賞者の米づくりへのたゆまない努力と熱意を感じるどころとなりました。この食味コンクールには「みずかがみ」部門115点、「環境こだわりコシヒカリ」部門110点、合計225点の応募があったところです。

受賞されました皆さん、大変おめでとうございます。この表彰を糧としてさらに精励されることを期待するところです。

続いて講演に入り、国産小麦が見直され消費者の国産志向が高まりつつあり、本県では多収で加工適正に優れた「びわほなみ」への転換を進めているため、今後一層の生産意欲向上のため「びわほなみ」の技術的なテーマや特性を滋賀県農業技術振興センター中川技師から説明がありました。

次に「びわほなみ」に対する期待を実需者の視点から日清製粉株式会社川勝部長、井上主査からお聞きし、また、レーク滋賀農業協同組合西村課長補佐から生産現場における実証報告等、それぞれの専門的見地からのお話をいただきました。

また、近江米の需要量シェアの維持と向上を目指し、近江米の生産方針や令和5年度から一般栽培

が始まる新品種の概要説明とともに、「みずかがみ」の高品質・安定生産に向けた品質向上と良食味生産を目的とした技術的解説等が滋賀県みらいの農業振興課、滋賀県農業技術振興センターからありました。

いずれの講演内容とも生産に関する技術的側面からの助言・指導等が数多くあり、水田農業に携る参加者には響き、今後の生産活動に反映できるとの思いと意義を感じ取る機会となりました。



# 令和4年度「みずかがみ」および 「環境こだわりコシヒカリ」食味コンクール (敬称略)



## ◎滋賀県知事 表彰

(みずかがみ部門)

最優秀賞

小菅 一男

(環境こだわりコシヒカリ部門)

最優秀賞

かわむらふあーむ 川村 克己

## ◎滋賀県農業協同組合中央会長 表彰

(みずかがみ部門)

優秀賞

農事組合法人 僧坊生産組合

(環境こだわりコシヒカリ部門)

優秀賞

中嶋 庄一

## ◎全国農業協同組合連合会滋賀県本部長 表彰

(みずかがみ部門)

優秀賞

農事組合法人 上砥山宮農組合

(環境こだわりコシヒカリ部門)

優秀賞

木下 國保

## ◎滋賀県主食集荷商業協同組合理事長 表彰

(みずかがみ部門)

優秀賞

大森 憲一

(環境こだわりコシヒカリ部門)

優秀賞

前田 和宏

## ◎近江米振興協会会長 表彰

(みずかがみ部門)

優秀賞

農事組合法人 みやけファーム

(環境こだわりコシヒカリ部門)

優秀賞

株式会社 お米の家倉

# 令和4年度「みずかがみ」・「環境こだわりコシヒカリ」 食味コンクールの審査結果と講評

近江米振興協会 生産部会

本コンクールは、主に家庭用として流通している「みずかがみ」と「環境こだわりコシヒカリ」の食味や品質を高め、近江米ブランドのより一層の向上を目的として毎年実施しているところであり、今年度は、「みずかがみ部門」で115点、「環境こだわりコシヒカリ部門」で110点、合計で225点が出品されたところです。

昨年を振り返りますと、猛暑が続く一方、大雨や日照不足、短時間での豪雨等もあり、気象変動の大きな年となりました。肥培管理や収穫作業に大変なご苦勞をいただく中で多数の出品をいただきましたことに感謝を申し上げます。

審査経過といたしましては、まず出品いただきました合計225点について、生産履歴などの出品条件を書類によって確認する一次審査を行いました。

その後、出品条件に即した全てのサンプルについて、タンパク含有量などの食味の優劣を判定する食味計と、整粒歩合などの外観品質を検査する品質判定機による分析を行い、その結果をもとに二次審査を行い、部門ごとに順位づけさせていただきました。

分析結果によりますと、食味の重要な指標であるタンパク含有率は、「みずかがみ部門」で平均値が6.5%と、昨年度の6.7%を下回りました。県で設定している「みずかがみ」のタンパク含有量の目標値は6.5%以下ですので、高品質生産に向けた生産者の皆様が努力いただいた結果と捉えているところです。同様に、「環境こだわりコシヒカリ部門」のタンパク含有率の平均値は、「6.0%」と、昨年度の6.2%から改善がみられ、「みずかがみ部門」と同様に良好な結果となりました。一方、外観品質については、目標の整粒歩合80%に満たない「みずかがみ」、「環境こだわりコシヒカリ」が多く見受けられました。

最終審査は、実際に食べた食味、いわゆる官能評価により判断することとし、二次審査で上位となりました各部門の該当の方々から再度玄米を提供していただき、滋賀県農業技術振興センターにおいて、食味試験を実施しました。

滋賀県農業技術振興センターによる食味試験は、訓練を受けたパネリスト20名が、炊飯した米の「外観」、「香り」、「味」、「粘り」、「硬さ」の5項目について、基準米と比較しながらその優劣を総合的に評価するもので、日本穀物検定協会が公表する全国の食味ランキングの評価方法と同じ方法で行いました。

その結果、いずれのサンプルも非常に評価が高く、甲乙つけがたい内容であり栽培技術とともに美味しいお米を生産しようとする生産者の皆様の熱意を感じたところです。

受賞されました皆様はもちろん、このコンクールに参加を頂きました方々には、それぞれに土づくりから水管理、施肥、防除、収穫に至るまでの基本技術をはじめ、きめ細かな管理をいただき「みずかがみ」や「環境こだわりコシヒカリ」の特性を最大限に引き出す米づくりを実践いただいたものと考えております。

コロナ禍等によって米の需要が大きく変化する中、米を中心とする本県では、生産と販売の結び付きをより一層強化するとともに、家庭用向けの主力品種である「みずかがみ」や「コシヒカリ」について、環境こだわり米やその象徴であるオーガニック米など、滋賀ならではの特色ある米づくりによって需要を拡大していく必要があります。また、「みずかがみ」は令和5年産でデビュー10周年を迎えます。作付面積の増加に伴い、食味や品質のバラつきが指摘されるようになりました。県内のどこで栽培しても、同じ美味しさを実感していただける品質や食味を確保することが産地としての責任となります。安全・安心で美味しい近江米を安定して生産・供給することが重要であり、結果として、近江米のブランド力の向上につながるものと考えております。今後も消費者の支持や信頼が得られるよう、良食味栽培に取り組ましましょう。

生産者の皆様お一人おひとりが、自信と誇りをもって、近江米を大切に生産いただくこと、そして、それぞれの取組を地域に広げていただき、本県の農業者や関係者が一丸となって「近江米ブランド」をより大きく育てていただくことをお願い申し上げ、審査結果の講評といたします。



# 環境こだわり農業推進基本計画の改定について

## みらいの農業振興課

### はじめに

2023年3月に滋賀県環境こだわり農業推進条例第7条に基づき「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（以下「基本計画」という。）」を改定しましたので、その内容について紹介します。

基本計画は、2023年から2026年までの4年間の環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画となります。

### 基本計画改定の背景

前基本計画の計画期間である2019年から2022年の4年間に環境こだわり農業を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。

2022年7月には環境こだわり農業が中心的な取り組みに位置付けられる「琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）」が世界農業遺産に認定されました。また、「みどりの食料システム戦略」の策定や「滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」の制定など、生物多様性の保全と地球温暖化の防止などに対応する持続可能な農業を進める必要性がさらに高まりました。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大や、ロシアのウクライナ侵攻など世界情勢の劇的な変化が、農業を取り巻く環境に大変大きな影響を及ぼしています。

こうした社会情勢の変化も踏まえて、基本計画を改定しました。

### 基本方針

基本計画の改定にあたり2つの基本方針を設定しました。

まず1点目は、「みどりの食料システム戦略」にも主要取組の一つにオーガニック農業の推進が掲げられていますが、環境保全型農業を全国に先駆け取り組んできたトップランナーとして、

象徴として取り組んできたオーガニック農業を、環境こだわり農業の柱に位置づけて本格的な推進を図ることとしました。

2点目は、環境こだわり農業はもともと琵琶湖の環境保全を進めることを主な目的に推進をしてきましたが、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、持続可能な農業への意識の高まりなどを踏まえて、地球環境問題にも対応した取り組みとして環境こだわり農業を推進することとしました。

### 施策の方向と成果目標

生産、流通、消費の各段階において、以下の3つの重点施策を推進していきます。

重点施策1では、地球環境問題に対応する生産性の高い環境こだわり農業を推進します。主な取組内容は以下のとおりです。

#### ○生産性の向上

- ・作業負担や環境負荷の軽減等を図るためスマート農業技術等を推進
- ・高温条件下で収量、品質が安定し良食味の新品種「きらみずき」について、オーガニック栽培や化学合成農薬・化学肥料を大幅に削減する栽培方法による作付けを推進
- ・農地の地力低下の改善を図るため、緑肥の作付けやたい肥の施用を推進

#### ○持続性の向上

- ・地球温暖化の防止を図るため長期中干し、秋耕等を推進
- ・被膜殻にプラスチックを使用しない緩効性肥料の取組を推進
- ・肥料高騰への対応や化学肥料の削減を図るため、有機質資源の活用を推進
- ・発生予察等を活用し、病害虫の発生状況に応じた防除を推進
- ・化学合成農薬の使用量をさらに削減するため、耕種の防除等を最大限に活用した水稲栽培を推進

重点施策 2 では、環境こだわり農業の柱としてオーガニック農業を位置づけて本格的に拡大していきます。主な取組内容は以下のとおりです。

### ○基本的な考え方

- ・経営試算に基づく経営判断によるオーガニック農業を推進
- ・有機 JAS 認証の取得を推進
- ・「オーガニックビレッジ宣言」を目指す地域への働きかけと支援

### ○水稻の推進

- ・乗用型水田除草機の導入による低コスト安定生産技術体系を推進
- ・新品種「きらみずき」をオーガニック栽培の有力品種の一つとして推進

### ○茶の推進

- ・海外市場の開拓とオーガニック茶の特性を生かした取組を推進
- ・産地の特色を生かしたオーガニック茶の生産拡大と販路開拓を推進

### ○栽培技術の開発と普及

- ・野菜や麦、大豆について、オーガニック農業技術を収集、検討
- ・行政機関・普及・試験研究の各機関が連携し栽培技術を検討
- ・有機農業指導員（普及指導員等）を育成し現地指導体制を強化

- ・オーガニック栽培を志向する新規就農希望者の研修を支援

重点施策 3 では、環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化を目指します。主な取組内容は以下のとおりです。

### ○流通・販売面で取組強化

- ・環境こだわり農産物が優先的に購入される地産地消を推進
- ・環境こだわり農産物を使用する加工品について消費者にわかる PR を実施
- ・オーガニック近江米の県域集荷事業者への集荷促進と販売の強化
- ・オーガニック茶の新たな需要の創出とブランド力を強化
- ・オーガニック需要が高い地域での市場開拓と輸出の可能性を検討

### ○消費者の理解促進

- ・商品を通じ環境こだわり農業の取組が消費者に理解してもらえる取組を強化
- ・世界農業遺産登録を機に環境こだわり農業の取組を全国へ発信強化
- ・魚のゆりかご水田米のストーリー性を PR し、消費者への共感と信頼を醸成
- ・大規模イベントや食育を通じ環境こだわり農業の理解を促進
- ・学校給食へオーガニック農産物の供給について検討する市町との連携

## 別表

環境こだわり農業推進基本計画の各成果目標

	目標項目	現状値※1	目標値 (2026 年度)	参考：目標値 (2030 年度)
重点 1	水稻新品種「きらみずき」作付面積	—	1,000ha	2,000ha
	化学肥料出荷量※2の削減率（2016 肥料年度比）	—	10%削減	22%削減
	化学合成農薬出荷量※3の削減率（2019 農薬年度比）	—	5%削減	11%削減
	家畜ふん堆肥の耕種農家の年間施用面積	8,000ha	8,600ha	11,000ha
	カバークロップ取組面積	180ha	800ha	1,000ha
	長期中干し実施面積	11,014ha	12,000ha	18,000ha
	秋耕実施面積	18,100ha	19,100ha	20,100ha
重点 2	オーガニック農業実施面積	355h	500ha	1,000ha
	うち米取組面積	269ha	400ha	850ha
	うち茶取組面積	12ha	15ha	20ha
	新たにオーガニック野菜に取り組む生産者数	17	25 人	40 人
重点 3	オーガニックビレッジ宣言数	1	5	7
	環境こだわり農産物等の専用コーナーを新たに設置する店舗数（県内）	—	20	40

※1:現状値の各年度は、重点 1 が 2020 年度、重点 2 が 2021 年度、重点 3 が 2022 年度

※2:県内への化学肥料出荷量（主要窒素肥料） ※3:県内への農耕地用農薬出荷量（成分換算）※3:



# 令和 5 年産 麦類の事前検査指導事項

近畿農政局滋賀県拠点

検査前までに検査程度の統一を図るとともに、農産物検査員に対して、以下の事項に留意しながら品位格付け等を行うよう指導を徹底。

## 1 受検者等への周知に関する事項

### (1) 的確な乾燥・調製の実施による適正水分の確保

- ① 水分の高い麦を高温で急速に乾燥すると、熱損粒、硬質麦、たい色粒の発生及びビール大麦の発芽勢を低下させる等、品質を著しく低下させることとなる。  
また、乾燥不足は麦の貯蔵性を悪くするとともに、加工適性に大きく影響することとなる。
- ② 麦については、収穫適期が梅雨の時期に遭遇し、収穫適期の幅も非常に狭いことから、穀粒水分、送風温度、乾燥時間等に十分注意し適切な乾燥を行うとともに、仕上げ水分は戻り水分を考慮すること。

### (2) 受検品の均質性の確保

- ① 共同乾燥調製施設（以下「施設」という。）の荷受け時において、水分の測定や、発熱、異臭等の有無の確認を行うとともに、特に赤かび粒、発芽粒、麦角粒、なまぐさ黒穂病粒等の被害粒等の混入には細心の注意を払い、品質に応じた仕分けを徹底すること。  
また、品質事故を防止する観点から、施設の乾燥能力に見合った計画的な荷受けを行うこと。
- ② 調製段階において、品位に応じた適切な調製機器を使用し、細麦、被害粒等の除去及び均質化を図られるよう入念に調製を行うこと。

### (3) 適正な荷造り・包装等の実施

- ① フレコンの点検及び清掃を入念に行うこと。
- ② フレコンの封印を行う場合は、農産物検査業務規程の「等級証印及び農産物検査員の認印の管理」及び「フレコンの封印方法」の項に定めるところにより行うこと。

### (4) 検査請求書の記載方法

- ① 農産物検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領の制定について」（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号（総合食料局長通知（以下基本要領という））の国内産農産物の検査実施マニュアルに定められた「検査請求書の記載方法」に基づき、業務規程に定める様式で適正に請求されるよう、受検者に指導すること。  
また、検査請求書の受理にあたっては、その内容を十分に確認すること。
- ② 品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、「水分の含有率及び容積重」の検査証明を受けようとするものについては、検査請求書の備考欄に「数値」と記載するよう指導すること。

## 2 適正な農産物検査の実施に関する事項

### (1) 適正な品位格付け

#### ① 赤かび粒

ア 麦類の赤かび病の病原菌であるフザリウム属の菌がデオキシニバレノール（毒素）を産生するとされていることから、農産物規格規程において、赤かび粒の混入限度を「0.0%」と定めており、細心の注意を払い判定すること。

イ 赤かび粒かアントシアン粒かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果に基づき判定すること。（別添参照）

#### ② 発芽粒、たい色粒

発芽やたい色した麦は低アミロ麦となり、二次加工適性を著しく損ねる原因となることから、的確に判定すること。

#### ③ 異臭麦の判定

事前の品質予察等から異臭麦の発生が懸念される場合は、次の方法により複数の者で迅速に異臭の有無を判定すること。

ア 電動粉砕器等で粉砕する。（異臭の強いものは、この段階で臭う。）

イ 粉砕したものに湯を注ぐ。

湯の温度は 70℃（熱湯を注ぐと臭いが瞬時に発散してしまう。）とし、湯の量は攪拌棒で攪拌しているうちにまとまってくる程度（粉の概ね 4 割程度）とする。

また、攪拌棒及び容器等は、臭いのするもの（割箸、プラスチック、紙コップ等）の使用は避ける。

ウ 嗅ぎ分けの間に臭いが薄くなってきたら、攪拌棒でイのまとまったものを攪拌し直す。

#### ④ 熱損粒及び硬質粒

外観からは、判定しにくいので、状況に応じた単位ごとにパーリング等を行い確認すること。

#### ⑤ 異物

土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入してはならないとされており、このような異物が混入したものは検査を行わないこと。

### (2) 適正な農産物検査証明の記載

① 検査証明の内容及び記載事項について、農産物検査員自らが最終確認を行うものとし、最終確認したことが記録として残るよう、チェックリスト等を作成し活用すること。

② 品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、「水分の含有率及び容積重」の検査証明を発行する場合は、定められた様式を使用すること。

また、水分測定については、基本要領の標準計測方法、使用する検査機器として仕様・精度が確認されたものを使用すること。

③ 農産物検査法施行規則の改正により、令和 3 年 9 月 1 日から皆掛重量の検査証明が廃止されたことから、新たに紙袋を印刷する際は皆掛重量欄を削除すること。

ただし、令和 5 年 8 月 31 日までは、紙袋に印刷されている検査証明書に皆掛重量が記載されていた場合、当事者間の判断で記載された皆掛重量として取り扱うこととなる。また、令和 5 年 9 月 1 日以降、紙袋の検査証明に皆掛重量が記載されている場合は、必ず抹消すること。

なお、当事者間の判断で検査証明欄外に皆掛重量を記載することができる。

### 3 検査結果報告書の期限に関する事項

登録検査機関は、農林水産大臣が定める期日までに報告書を農林水産大臣あてに提出することになっている。(法第 20 条)

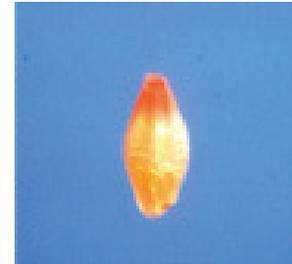
報告書等については、滋賀県知事が定める期日までに滋賀県知事あてに提出すること。

(別 添)

#### 赤かび粒の基準

規格規程第 1 の 4 の定義の 8、同第 1 の 5 の定義の 7 及び第 1 の 6 の定義の 7 の「赤かび粒」を、各々の附の規定に従って適用する限界基準は、次によるものとする。

- (1) 赤色を帯びた部分の色の濃淡の程度が限界基準品以上でかつ、粒の赤色を帯びた部分が粒平面の 1 / 4 以上のもの。
- (2) 「赤かび粒」を適用する限界基準に達していないものは、その程度を問わず被害粒（病害粒）とする。
- (3) 限界基準品は、色と大きさの程度を示す。
- (4) アントシアンの取扱い



- ① 試験研究機関等の試験結果に基づき赤色又は赤紫色を帯びた部分が赤かびではなく、アントシアン（遺伝的に赤色又は赤紫色を帯びた粒。以下同じ。）であると判定され、その発現の状況、形状等の特性が明らかなものについては、赤かび粒又は被害粒として取り扱わない。
- ② アントシアンか否かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果等に基づき判定する。
- ③ アントシアンが発現した粒は、ビール大麦の 1 等の品位に規定する「品種固有の色」には該当しないものとする。

なお、品位の判定は、その混入の程度を勘案し行うものとする。

#### 【大麦のアントシアン】



\* 赤かび粒については、サーモンピンク色の粉状のかびを生じ、粒の表面がかびでザラついているのに対し、アントシアンによる赤色粒については、光沢があり、表面はつるつるして、芒の延長線上に着色が認められ、基部に集積する。

# 麦類の赤かび病防除について

デオキシニバレノール(DON)の基準値(1.0mg/kg)に  
注意し、防除を適期に  
行いましょう！

病虫害防除所

## 1. 麦類の赤かび病とかび毒について

赤かび病は麦類の重要病害の一つで、主に穂に発生し、開花期～乳熟期に降雨日が多く、平年より気温が高いと多発する傾向があります。赤かび病が多発すると減収だけでなく、赤かび病菌が産生する人畜に有害なかび毒（マイコトキシン）による汚染が懸念されることから、赤かび病を発生させない対策が重要です。特に令和4年4月より、食品衛生法に基づいて、かび毒の一種であるデオキシニバレノール（DON）の小麦での成分規格は 1.0mg/kg を超えて含有するものであってはならないとされました。

このため、小麦中のDONが 1.0mg/kg を超えると、流通や販売ができなくなりますので、赤かび病の防除は、確実に実施しましょう。

## 2. 防除対策

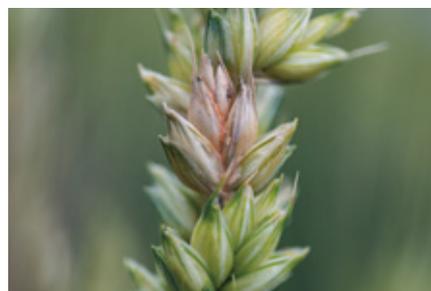
赤かび病菌による、かび毒汚染を防止するためにも、農薬による防除は必須です。防除の基本的な考え方について、下記を参考に適期防除を実施しましょう。

### ～麦類赤かび病防除の基本的な考え方～

- ①小麦（「びわほなみ」を除く）は、開花始め～開花期に農薬を散布する。二条大麦は、穂揃い 10 日後頃に農薬を散布する。
- ②小麦（「びわほなみ」）および六条大麦は、赤かび病に弱いことから、開花始め～開花期とその7日～10 日後頃に農薬を散布する。



コムギ赤かび病



コムギ赤かび病(拡大)

- ③農薬散布後、降雨が続く多発が予想される場合は、最終散布 1 週間後頃に雨の止み間をみて追加防除を行う。
- ④収穫後、乾燥・調製するまでに時間がかかると赤かび病菌が増殖し、かび毒が産生される場合があることから、収穫後は速やかに乾燥させる。
- ⑤共同乾燥調製施設では、荷受け時に赤かび病被害粒のチェックを行い、赤かび病被害粒がみられた場合は、必要に応じてその他の麦とは別に乾燥するなど仕分けを徹底する。またDON濃度を確認し、基準値（1.0mg/kg）以下になるように調製を行う。



赤かび病被害粒（右側）

### 滋賀県病虫害防除所ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

最新の発生予察情報や IPM、病虫害の見分け方などの関連情報を載せています。また、農作物病虫害雑草防除基準へのアクセスもできます。詳しくは検索・クリックしてください。

滋賀 防除所

検索

# 濁水防止

～美しい琵琶湖をいつまでも～

J A 滋賀中央会

滋賀の美しき琵琶湖。近畿の水がめである琵琶湖の水は、近畿に住む約 1,400 万人の飲料水等に利用され、生活の支えとなっています。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（琵琶湖再生法）では、琵琶湖は多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、『国民的資産』として位置づけられています。また、滋賀県として環境に配慮した滋賀県の農業を「琵琶湖システム」として位置づけ、国連食糧農業機関（FAO）から令和 4 年 7 月に「世界農業遺産」として認定されました。

間もなく春の農繁期を迎えます。河川へ流れる農業濁水は、圃場の土や肥料を流すことになり、琵琶湖の水質や生態系に大きな影響を及ぼすことにつながります。

令和 4 年 4 月にみどりの食料システム法が策定されるなど、SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、JA グループ滋賀では、美しい琵琶湖の環境を守り維持していくため濁水防止の啓発活動に取り組んでいます。

濁水の流出は、灌漑期に有機物汚染の発生を招き、底生動物の種数や多様性指数を顕著に低下させ、河川の生物多様性の低下を招きます。農業者の皆様一人一人の心がけ・環境に対する思いやりが国民的資産である琵琶湖の保全につながります。関係機関が一体となって濁水防止活動に取り組みましょう。

なお、滋賀県屋外広告物条例では、汚れや色あせまたは塗料等のはく離が著しいもの、破損や老朽の度合いが著しいもの、道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの設置は禁止されています。啓発資材を屋外へ設置する際には十分注意しましょう。

## 《濁水防止のポイント》

- ①：代かきは、できる限り浅水で実施する。
- ②：排水口はしっかり閉め、濁った水が流れないようにする。
- ③：畦塗りやアゼ波シートで水漏れを防止する。
- ④：田植え前には、水を落とさない。
- ⑤：田植え後の「かけ流しかんがい」はせず、水を大切に使う。





近江米振興協会  
<http://www.ohmimai.jp>